

## 北朝鮮による拉致問題の早期解決に向けた積極的で強力な行動を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致事件の発生から既に 30 年以上が経過し、平成 14 年 9 月の日朝首脳会談において北朝鮮が日本人の拉致を認め、初めて謝罪してから、10 年近くが経過した。

この間、我が国の拉致被害者 5 人とその家族の帰国は実現したものの、特別な進展も無い状況が続いており、北朝鮮は、納得のいく説明をすることも無く、極めて不誠実な態度をとり続けた結果、いまだ政府認定の未帰国拉致被害者や拉致の可能性が疑われる方々の消息がつかめていない。

政府から解決に向けた具体策が何ら示されること無く、拉致問題の進展が見られない中、平成 23 年 12 月 17 日、金正日総書記が死去し、北朝鮮は、金正恩を後継者とする新体制に移行することとなった。

拉致被害者のご家族は、北朝鮮新体制において、新たな交渉の窓口を見い出せるのではないかと期待される一方、混乱状態になった際の拉致被害者の身の安全についても心配されており、再会を待ち続ける方々の心情は、察するに余りあるものがある。

北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国に対する、主権侵害かつ重大な人権問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の課題であることは揺るがない。

また、本市においても、特定失踪者がおり、ご家族を中心に活動を休み無く続けているものの、拉致被害者及びご家族は、高齢化が進んでおり、被害者の一刻も早い帰国の実現が強く望まれる。

よって、国会及び政府におかれては、全ての拉致被害者の安否確認と早期帰国の実現のため、北朝鮮による人権の侵害を世界に広く訴え国際連携を図るとともに、北朝鮮政府に拉致被害者の再調査を強く求めるなどして、拉致問題の解決に向け全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 3 月 23 日

今治市議会

### 提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

拉致問題担当大臣

外務大臣

内閣官房長官